

○社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 1 会長及び副会長については、報酬を支給する。
- 2 その他の役員等については、報酬を支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 会長及び副会長に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

(費用の弁償)

第5条 役員等には、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。

(旅費の支給)

第6条 役員等が職務のため出張又は出勤したときは、旅費を支給する。

- 2 前項で定める出勤の場合は、自宅から法人業務を行う会場（以下「会場」という。）までの距離が、2キロメートル以上の場合、自宅から会場までの交通費実費額とし、交通費実費額は自宅及び会場に最も近いバス停留所間の往復料金を支給し、会場までの距離が2キロメートル未満の場合は支給しない。
- 3 第1項に定める出張の場合は、久万高原町職員の旅費に関する条例に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 第3条に規定する会長及び副会長の報酬は、原則として当該年度の9月と3月に分割して支給する。ただし、年度途中において就任、退任又は死亡した場合は、その要因月のみ日割りにより算出した額と、その他の月の月割りで算出した額との合計額を報酬の額とし、その都度支給する。

2 第5条及び第6条に規定する費用の弁償及び旅費の支給については、その日の職務が終了したときに支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 役員等の費用弁償額

(1) 出席が半日の場合

① 報酬のある役員 2,400円

② 報酬のない役員 3,300円

(2) 出席が1日の場合

① 報酬のある役員 4,800円

② 報酬のない役員 6,600円

別表2 会長、副会長の報酬

(1) 会長 年額 840,000円

(2) 副会長 年額 120,000円